

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1787号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下移動項という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当に係る在職期間) 第6条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) (略) (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が2箇月以下である職員を除く。)並びに第2条第9号、第11号及び第12号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間 (4)・(5) (略) (6) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員(当該育児短時間勤務の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が2箇月以下である職員を除く。)又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間 3 (略)	(期末手当に係る在職期間) 第6条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1)・(2) (略) (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員並びに第2条第9号、第11号及び第12号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間 (4)・(5) (略) (6) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間 3 (略)
(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1) (略) (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が2箇月以下である職員を除く。)	(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 (1) (略) (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間

<p>として在職した期間 (3)～(10) (略)</p> <p>附 則 1・2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(3)～(10) (略)</p> <p>附 則 1・2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>当分の間、第6条第2項第3号の規定の適用については、同号中「育児休業をしている職員」とあるのは、「育児休業をしている職員（ただし、在職期間における育児休業の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。</u></p> <p><u>4</u> <u>当分の間、第6条第2項第6号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員」とあるのは、「育児短時間勤務職員（ただし、在職期間における育児短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」とし、「短時間勤務をしている職員」とあるのは、「短時間勤務をしている職員（ただし、在職期間における短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
(平成28年12月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 平成28年12月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第2項第3号の規定の適用については、同号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）」とあるのは、「育児休業をしている職員（ただし、在職期間における育児休業の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。
- 3 平成28年12月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第2項第6号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）」とあるのは「育児短時間勤務職員（ただし、在職期間における育児短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」と、「短時間勤務をしている職員」とあるのは「短時間勤務をしている職員（ただし、在職期間における短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。